

令和6年8月8日

第8回湯前町農業委員会総会議事録

令和6年第8回湯前町農業委員会総会議事録

令和6年8月8日 湯前町役場 洋会議室に招集する。

1 開 会 13時30分

2 出席委員（12人）

農業委員（8人）

2番	大石 光治	3番	稲森 英雄				
5番	永田 平馬	6番	浜崎 睦子	7番	野田 美智晴	8番	前川 敏幸

農地利用適格化推進委員（4人）

深水 茂	平川 篤	石井 崇雄	深水 幹郎	白川 栄二	岩野 敬一
------	------	-------	-------	-------	-------

3 職務のため出席した職員

事務局長	高橋 誠	係長	那須 文枝	主事	竹部 圭太	那須 貴美香
------	------	----	-------	----	-------	--------

4 議事日程及び付議事項

第1 議事録署名人の選出

第2 報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出について

第3 報告第14号 農地法第6条の規定に基づく報告について

第4 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第5 第16号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 第17号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第7 第18号議案 農用地利用集積計画の意見決定について

5 会議の概要

- 事務局：高 橋 ご起立ください。礼。ただいまから令和6年第8回湯前町農業委員会総会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、前川会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 議 長：前 川 （会長挨拶については省略）
それでは進めさせていただきます。本日は、久保田委員、山本委員が欠席であります。また、推進委員さんにもご出席していただいております。ありがとうございます。
本日、久保田委員、山本委員が欠席されておりますが、湯前町農業委員会総会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。
日程第1、議事録署名人の選出であります。湯前町農業委員会総会会議規則第13条の規定により2名を選出しなければなりません、議長指名でよろしいでしょうか。
（異議なしの声あり）
異議なしと認めます。それでは、2番 大石委員、3番 稲森委員よりをお願いいたします。次に進みます。
日程第2、報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局：高 橋 日程第2、報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出についてを説明いたします。
（報告説明内容については省略）
- 議 長：前 川 ただいま説明が終わりました。本件は、報告案件であります、何かご質問等はございませんか。
（発言なし）
よろしいですかね。はい、それでは無いようですので次に進みます。
日程第3、報告第14号 農地法第6条の規定に基づく報告についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局：高 橋 日程第3、報告第14号 農地法第6条の規定に基づく報告についてを説明いたします。
（報告説明内容については省略）
- 議 長：前 川 ただいま説明が終わりました。本件は、報告案件であります、何かご質問等はございませんか。
（発言なし）
よろしいですかね。はい、それでは無いようですので次に進みます。
日程第4、報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局：高 橋 日程第4、報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを説明いたします。

（報告説明内容については省略）

議長：前川 ただいま説明が終わりました。本件は、報告案件であります、何かご質問等はございませんか。
（発言なし）

よろしいですかね。はい、それでは無いようですので次に進みます。

日程第5、第16号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

ここで審議の前ですが、今回の許可申請案件は、稲森委員に関係する案件でございます。湯前町農業委員会総会会議規則第10条に本委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとなっております。よって稲森委員はこの議案審議について退席をお願いすることといたします。よろしくお願いいたします。

（3番 稲森委員退室）

それでは事務局より説明をお願いいたします。

事務局：高橋 日程第5、第16号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを説明いたします。

（報告説明内容については省略）

議長：前川 ただいま説明が終わりました。審議の前に本件につきましては、本日、調査第4班により調査会が行われておりますので、野田班長より調査結果の報告をお願いいたします。

7番：野田 報告いたします。本日、10時より会長をはじめ事務局、4班の3人による書類審査と現地調査を行いました。この申請地につきましては、譲り受け人が耕作しており、別に何も問題ないと思われます。以上です。

議長：前川 ただいま説明並びに調査班による報告が終わりました。これより本件について質疑及び討論を行います。何かございませんか。

5番：永田 はい。

議長：前川 はい。5番 永田委員。

5番：永田 金額はいくらでしょうか。

事務局：竹部 反あたり45万円となっております。

議長：前川 10アール当たり45万円ということで、場所は、〇〇〇から入って行った所になります。他に何かございませんか。

2番：大石 はい。

議長：前川 はい。2番 大石委員。

2番：大石 この申請理由のところに規模縮小のためと記載されていますが、どういうことですか。

事務局：竹部 こちらの農地につきまして、申請者の譲渡人が相続をされまして、町外に住まれており、こちらで農業をされていないため、作られていた譲受人の方に譲りたいということで、今回申請されました。

議 長：前 川 よろしいでしょうか。

2 番：大 石 はい。

議 長：前 川 他に何かございませんでしょうか。

(発言なし)

はい。それでは無いようですので、採決いたします。

第 16 号議案について、許可するのが妥当であると思われる方の挙手をお願いいたします

(全員挙手)

挙手総員。よって第 14 号議案については、許可することに決定いたしました。

(3 番 稲森委員入室)

次に進みます。

日程第 6、第 17 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局：高 橋 日程第 6、第 17 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを説明いたします。

(報告説明内容については省略)

議 長：前 川 ただいま説明が終わりました。審議の前に本件につきましては、本日、調査第 4 班により調査会が行われておりますので、

7 番：野 田 野田班長より調査結果の報告をお願いいたします。

報告いたします。先ほどと同じく、午前中に書類審査並びに現地調査を行いました。土地を貸すということになっていますが、現地を見たところ何も問題と思われず。以上です。

議 長：前 川 ただいま説明並びに調査班による報告が終わりました。これより本件について質疑及び討論を行います。

何かございませんか。

3 番：稲 森 はい。

議 長：前 川 はい。3 番 稲森委員。

3 番：稲 森 この土地は貸し借りになるのですか。売買という話を聞いていたのですが。

事務局：那 須 こちらの土地は最初、5 条申請で検討していたのですけれども農地を譲り受けるための条件として、その近隣に住まれている方が、自分の事業をするために譲り受けるということであれば、譲り受けることができるのですが、事業所の代表者の方が、この地域の方ではないので、5 条の申請ができなかったため 4 条の申請にして、土地の所有者が事業をするということで申請されますけれども将来的には。

議 長：前 川 転用した後は売れるのではないのでしょうか。

事務局：那 須 はい。売れます。

議 長：前 川 転用した後は、おそらく売られるのではないかと思います。

3 番：稲 森
議 長：前 川
推進委員：石井
議 長：前 川
推進委員：石井
議 長：前 川
事務局：那 須

議 長：前 川
3 番：稲 森
議 長：前 川
3 番：稲 森
議 長：前 川
事務局：那 須

3 番：稲 森
事務局：那 須
事務局：高 橋
議 長：前 川

事務局：高 橋

議 長：前 川

はい。わかりました。

他に何かございませんか。

よろしいでしょうか。

はい。石井推進委員。

地目が畑になっていますが、航空写真を見る感じだと畑の状態には見えないのですが。

事情が事情ですので、話せば長くなるのですが。

平成16年に2年の期限付きで事業所の方が農地転用の申請を提出されて、許可を得られていたのですが、2年を経過しても現況復旧されずに駐車場として利用されており違反転用の状態を解消するべく正式に申請を出されたということです。

他に何かございませんか。

すみません。

はい。3 番 稲森委員。

この赤枠の隣の農地についても駐車場になっていると思いますが、こちらの手続きはまだでしょうか。

この辺り全体が駐車場になっているのですが。

こちらの土地の所有者も町外に住まれているので、転用する条件的に今回の4条5条ではできないため、まず今回の申請者の土地を駐車場に転用しまして、その後、現在の駐車場でも不足するため、規模の拡大ということで、追加申請していただくようになります。

分かりました。

年度をまたぐことになりますが、将来的には全部事業所の土地になりますので、違反転用は解消されます。

複雑な解決手段を取らせていただきながら、前に進みたいと考えております。

他に何かございませんか。

(発言なし)

それでは無いようですので、採決いたします。

第17号議案について、許可するのが妥当であると思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手総員。よって第17号議案については、許可することに決定いたしました。次に進みます。

日程第7、第18号議案 農用地利用集積計画の意見決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

日程第7、第18号議案 農用地利用集積計画の意見決定についてを説明いたします。

(報告説明内容については省略)

ただいま説明が終わりました。これより本件について質疑及び討論を行います。何かございませんか。

少し件数がありますので、見てみてください。

（発言なし）

よろしいですかね。無いようですので、採決いたします。案件の計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手総員。よって計画内容のとおり決定いたしました。以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第8回湯前町農業委員会総会を閉会いたします。

時に 13時53分であった。

令和6年9月の総会は令和6年9月11日（水） 13時30分とする。

会場は 湯前町役場 洋会議室

会議の顛末は、上記のとおり相違ありません。

令和6年9月11日

湯前町農業委員会会長 前川 敏幸

湯前町農業委員会委員 大石 光治

湯前町農業委員会委員 稲森 英雄